

平成 30 年 5 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

相続税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年 税理士試験受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート（平成 29 年 8 月 21 日第 17 版発行）

ISBN 978-4-86486-481-7

訂正内容

訂正頁	訂正箇所
P. 56 問題3-12 〔1〕 (5)	④の次に下線部分を追加してください。
	⑤ <u>非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除の特例</u>

## 納税義務者

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格  
(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

## 〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

## (1) 居住無制限納税義務者 (法1の3①一)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人（被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

## (2) 非居住無制限納税義務者 (法1の3①二)

相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
  - (イ) その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
  - (ロ) その相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの（被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

## (2) 日本国籍を有しない個人（被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

## (3) 居住制限納税義務者 (法1の3①三)

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの ((1)を除く。)

## (4) 非居住制限納税義務者 (法1の3①四)

相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの ((2)を除く。)

## (5) 特定納税義務者 (法1の3①五)

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人 ((1)~(4)を除く。)

## 〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

## (1) 無制限納税義務者 (法2①、11の2①)

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

## (2) 制限納税義務者 (法2②、11の2②)

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

## (3) 特定納税義務者 (法21の16①、③)

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

この場合において、相続税の課税価格に算入される相続時精算課税適用財産の価額は、その贈与の時ににおける価額による。

## 〔3〕 用語の意義 (法1の3③) ★★

## (1) 一時居住者

相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であってその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

## (2) 一時居住被相続人

相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人であってその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

## (3) 非居住被相続人

相続開始時において法施行地に住所を有していなかった被相続人であって、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

## 納税義務者

# 問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格

(所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

## 〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、贈与税を納める義務がある。

## (1) 居住無制限納税義務者 (法1の4①一)

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの

- ① 一時居住者でない個人
- ② 一時居住者である個人 (贈与者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)

## (2) 非居住無制限納税義務者 (法1の4①二)

贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの

- ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
  - (イ) その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
  - (ロ) その贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの (贈与者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)
- ② 日本国籍を有しない個人 (贈与者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)

## (3) 居住制限納税義務者 (法1の4①三)

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの ((1)を除く。)

## (4) 非居住制限納税義務者 (法1の4①四)

贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの ((2)を除く。)

## 〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

## (1) 無制限納税義務者 (法2の2①、21の2①)

居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

## (2) 制限納税義務者 (法2の2②、21の2②)

居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

## (3) 年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合 (法21の2③、令4の4の2)

贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について(1)かつ(2)に該当する場合には、その者については、(1)の期間内に贈与により取得した財産の価額及び(2)の期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって贈与税の課税価格とする。

## (4) 相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合 (法21の2④)

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年においてその相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

## 〔3〕 用語の意義 (法1の4③) ★★

## (1) 一時居住者

贈与時において在留資格で一定のものを有する者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

## (2) 一時居住贈与者

贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

## (3) 非居住贈与者

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であって次に掲げるものをいう。

- ① その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるものであって次に掲げるもの
  - (イ) 法施行地に住所を有しなくなった日前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるもの (その期間引き続き日本国籍を有していなかったものに限る。)
  - (ロ) 法施行地に住所を有しなくなった日前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年を超えるもの (その期間引き続き日本国籍を有していなかったものに限る。)のうち同日から2年を経過しているもの
- ② その贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの

## 問題 3-9 特例対象宅地等の用語の意義

### 〔1〕 特定事業用宅地等 (措法69の4③一) ★

<sup>(注1,2)</sup>被相続人等の事業（不動産貸付業等を除く。以下〔1〕及び〔3〕において同じ。）の用に供されていた宅地等で、次のいずれかを満たすその被相続人の親族（その親族から相続又は遺贈によりその宅地等を取得したその親族の相続人を含む。(1)及び〔4〕(2)を除く。）において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その事業を営んでいること。
- (2) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限（その親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。〔4〕(1)を除き、以下同じ。）まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の事業の用に供していること。

(注1) 被相続人等とは、被相続人又は被相続人の生計一親族をいう。

(注2) 被相続人等の事業には、準事業を含む。

### 〔2〕 特定居住用宅地等 (措法69の4③二、措令40の2①) ★★

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限り。）で、その被相続人の配偶者又は次のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除く。以下〔2〕において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存する被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人、その配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。
- (2) その親族（被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限り。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で法定相続人に該当する者がいない場合に限る。）。

- ① 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の三親等内の親族又はその親族と特別の関係がある法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。
  - ② 相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないこと。
  - ③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。
- (3) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

### 〔3〕 特定同族会社事業用宅地等 (措法69の4③三、措規23の2⑤) ★

<sup>(注)</sup>特定同族会社の事業の用に供されていた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した被相続人の親族（申告期限においてその法人の役員である者に限り。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ、申告期限まで引き続きその法人の事業の用に供されているものをいう。

(注) 特定同族会社とは、相続開始の直前の被相続人及び同族関係者の議決権割合が50%超の法人をいう。

### 〔4〕 貸付事業用宅地等 (措法69の4③四) ★★

被相続人等の事業（不動産貸付業等に限り。以下「貸付事業」という。）の用に供されていた宅地等で、次のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものの（〔3〕及び相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで3年を超えて引き続き一定の貸付事業を行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものを除く。）を除く。）をいう。

- (1) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していること。
- (2) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

## 問題 6-2 贈与税の期限内申告

### 〔1〕 提出義務者及び提出期限

#### (1) 本来の提出義務者（法28①） ★★

贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税額（贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けないものとして計算した金額。以下同じ。）があるとき又はその財産が相続時精算課税適用財産であるときは、その年の翌年2月1日から3月15日まで（同年1月1日から3月15日までに納税管理人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。以下同じ。）に、期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### (2) 提出義務の承継者（法28②） ★★

次の場合には、その死亡した者の相続人又は包括受遺者は、その相続開始を知った日の翌日から10月以内（その者がその期間内に納税管理人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、その死亡した者の期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 年の中途において死亡した者がその年1月1日から死亡の日までに贈与により取得した財産の価額につき贈与税額があることとなるとき
- ② 相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合に、その年1月1日から死亡の日までに相続時精算課税適用財産を贈与により取得したとき
- ③ 期限内申告書を提出すべき者がその申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合

#### (3) 提出期限の特例（国通11） ★

税務署長等は、災害等の理由により、申告期限までに申告することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

#### (4) 提出を要しない場合（法28③、④） ★★

- ① (1)(2)の規定は、期限内申告書の提出期限前に贈与税について決定があった場合には、適用しない。
- ② 相続時精算課税適用者が相続時精算課税適用財産を取得した場合において、特定贈与者がその贈与をした年の中途に死亡したときは、その財産については、期限内申告書を提出することを要しない。

#### (5) 短期非居住贈与者（法28⑤、⑥、⑦） ★

##### ① 意義

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうち法施行地に住所を有しなくなった日前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年を超えるもの（その期間引き続き日本国籍を有していなかったものに限る。）で、同日から2年を経過していないものをいう。

##### ② 提出不要

贈与税の非居住無制限納税義務者で日本国籍を有しないものが短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した場合には、(1)の規定は、適用しない。

##### ③ 短期非居住贈与者が出国後2年以内に日本住所を有することとなる場合

②の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び法施行地に住所を有することとなった場合には、②の規定にかかわらず、(1)の規定を適用する。この場合において、贈与税の期限内申告書の提出期間は、短期非居住贈与者が法施行地に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までとする。

##### ④ 短期非居住贈与者が出国後2年を経過した場合

②の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合には、②の規定にかかわらず、その短期非居住贈与者を非居住贈与者とみなして、(1)の規定を適用する。この場合において、贈与税の期限内申告書の提出期間は、短期非居住贈与者が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日までとする。

### 〔2〕 納 付（法33） ★★

期限内申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した贈与税を国に納付しなければならない。

### 参 考

国税通則法に規定する贈与税の期限内申告（国通17）

贈与税は申告納税方式を採用しており、納税者は、贈与税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。この納税申告書を期限内申告書という。

## 納 付

## 問題 7-9 非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除

## 〔1〕 適用要件 (措法70の7①) ★★

認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた個人で一定の者（その認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下「贈与者」という。）が、経営承継受贈者にその認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした場合において、その贈与が次のそれぞれに定める贈与であるときは、その経営承継受贈者の納付すべき贈与税額のうち、その非上場株式等（贈与时におけるその認定贈与承継会社の発行済株式総数の $\frac{2}{3}$ に達するまでの部分として一定のものに限る。以下「対象受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税については、申告期限までにその贈与税額相当額の担保を提供した場合に限り、贈与者の死亡の日まで納税を猶予する。

(1)  $A + B \geq C \times \frac{2}{3} \cdots \cdots (C \times \frac{2}{3} - B)$  以上の認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与

(2)  $A + B < C \times \frac{2}{3} \cdots \cdots$  贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

A……贈与直前の贈与者の保有株式数

B……贈与直前の経営承継受贈者の保有株式数

C……贈与直前の認定贈与承継会社の発行済株式総数

## 〔2〕 申告要件 (措法70の7⑥) ★★

この規定は、贈与税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

## 〔3〕 継続届出書 (措法70の7⑨、㉔) ★

経営承継受贈者は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、届出期限までに、一定の事項を記載した継続届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 〔4〕 納税猶予期限 (措法70の7①、③、⑤、⑪、㉔)

## (1) 原則 ★★

贈与者の死亡の日

## (2) 特 則 ★

## ① 経営贈与承継期間内

経営贈与承継期間内に〔1〕の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は認定贈与承継会社に次の事由が生じた場合には、〔1〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額の全額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 経営承継受贈者が代表権を有しなくなった場合…有しなくなった日

(ロ) 従業員数確認期間内に存する各基準日におけるその対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の常時使用従業員数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、その常時使用従業員の雇用が確保されているものとして定める一定の数を下回った場合…従業員数確認期間の末日

(ハ) 適用対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ニ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ホ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ヘ) その他一定の場合…一定の日

## ② 経営贈与承継期間経過後

経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予額の全部につき納税猶予期限が確定する日までの間において、〔1〕の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は認定贈与承継会社に次の事由が生じた場合には、〔1〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額のうち一定額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ロ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ハ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ニ) その他一定の場合…一定の日

**〔5〕 贈与税の免除** (措法70の7⑮、⑯、㉔)

(1) **届出書による免除** ★★

次に該当する場合には、一定の贈与税を免除する。

この場合において、経営承継受贈者又はその相続人及び包括受遺者は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、その該当することとなった日から同日(③の場合には、贈与税の申告書を提出した日)以後6月(②の場合には、10月)を経過する日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
- ② 贈与者が死亡した場合
- ③ 経営贈与承継期間の末日の翌日(経営贈与承継期間内にやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日)以後に、その経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等につき〔1〕又は非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用に係る贈与をした場合

(2) **申請書による免除** ★

経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、次に該当する場合において、その経営承継受贈者は、一定の贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から2月を経過する日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① その経営承継受贈者がその認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合において、その譲渡等があった時におけるその対象受贈非上場株式等の時価相当額等がその譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき
- ② その認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
- ③ その認定贈与承継会社が合併により消滅した場合において、合併直前における対象受贈非上場株式等の時価相当額等がその合併直前における猶予中贈与税額に満たないとき

**〔6〕 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例** (措法70の7の3①) ★★

非上場株式等の贈与税の納税猶予があった場合において、経営承継受贈者の死亡前に贈与者が死亡したときは、その贈与者の死亡に係る相続税については、その経営承継受贈者とその対象受贈非上場株式等をその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、相続税の課税価格に算入すべき対象受贈非上場株式等の価額は、その贈与の時における価額による。

## 問題 7-10 非上場株式等の相続税の納税猶予及び免除

### 〔1〕 適用要件 (措法70の7の2①) ★★

経営承継相続人等が、認定承継会社の非上場株式等を有していた個人で一定の者（以下「被相続人」という。）から相続又は遺贈によりその認定承継会社の非上場株式等の取得（経営承継期間の末日までに申告期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）をした場合には、その経営承継相続人等の納付すべき相続税額のうち、その非上場株式等（相続開始時におけるその認定承継会社の発行済株式総数の $\frac{2}{3}$ に達するまでの部分として一定のものに限る。以下「対象非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税については、申告期限までにその相続税額相当額の担保を提供した場合に限り、経営承継相続人等の死亡の日まで納税を猶予する。

### 〔2〕 申告要件 (措法70の7の2⑨) ★★

この規定は、相続税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

### 〔3〕 継続届出書 (措法70の7の2⑩、㉑) ★

経営承継相続人等は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、届出期限までに、一定の事項を記載した継続届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### 〔4〕 未分割である場合 (措法70の7の2⑦) ★★

申告期限までに、非上場株式等の全部又は一部が分割されていない場合には、その分割されていない非上場株式等は、その申告書にこの規定の適用を受ける旨の記載をすることができない。

### 〔5〕 納税猶予期限 (措法70の7の2①、③、⑤、⑫、㉒)

#### (1) 原則 ★★

経営承継相続人等の死亡の日

#### (2) 特 則 ★

##### ① 経営承継期間内

経営承継期間内に〔1〕の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は認定承継会社に次の事由が生じた場合には、〔1〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額の全額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 経営承継相続人等が代表権を有しなくなった場合…有しなくなった日

(ロ) 従業員数確認期間内に存する各基準日におけるその対象非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、その常時使用従業員の雇用が確保されているものとして定める一定の数を下回った場合…従業員数確認期間の末日

(ハ) 適用対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ニ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ホ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ヘ) その他一定の場合…一定の日

##### ② 経営承継期間経過後

経営承継期間の末日の翌日から納税猶予額の全部につき納税猶予期限が確定する日までの間において、〔1〕の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は認定承継会社に次の事由が生じた場合には、〔1〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額のうち一定額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ロ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ハ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ニ) その他一定の場合…一定の日

**〔6〕 相続税の免除** (措法70の7の2⑩、⑰、⑳)**(1) 届出書による免除 ★★**

次に該当する場合には、一定の相続税を免除する。

この場合において、経営承継相続人等又はその相続人及び包括受遺者は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、その該当することとなった日から同日（②の場合には、贈与税の申告書を提出した日）以後6月を経過する日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 経営承継相続人等が死亡した場合
- ② 経営承継期間の末日の翌日（経営承継期間内にやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日）以後に、その経営承継相続人等が対象非上場株式等につき非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除又はその特例の規定の適用に係る贈与をした場合

**(2) 申請書による免除 ★**

経営承継期間の末日の翌日以後に、次に該当する場合において、その経営承継相続人等は、一定の相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から2月を経過する日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① その経営承継相続人等がその認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合において、その譲渡等があった時におけるその対象非上場株式等の時価相当額等がその譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき
- ② その認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
- ③ その認定承継会社が合併により消滅した場合において、合併直前における対象非上場株式等の時価相当額等がその合併直前における猶予中相続税額に満たないとき

## 納 付

問題 **7-11** 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例並びに相続税の納税猶予及び免除

## 〔1〕 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 (措法70の7の3①) ★★

非上場株式等の贈与税の納税猶予があった場合において、経営承継受贈者の死亡前に贈与者が死亡したときは、その贈与者の死亡に係る相続税については、その経営承継受贈者がその対象受贈非上場株式等をその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

この場合において、相続税の課税価格に算入すべき対象受贈非上場株式等の価額は、その贈与の時における価額による。

## 〔2〕 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除 (措法70の7の4①) ★★

経営相続承継受贈者が〔1〕の規定によりその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた対象受贈非上場株式等につきこの規定の適用を受けようとする場合には、その経営相続承継受贈者の納付すべき相続税額のうち、その対象受贈非上場株式等（相続開始時におけるその対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の発行済株式の総数の $\frac{2}{3}$ に達するまでの部分として一定のものに限る。以下「対象相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税については、申告期限までにその相続税額相当額の担保を提供した場合に限り、経営相続承継受贈者の死亡の日まで納税を猶予する。

## 〔3〕 申告要件 (措法70の7の4⑦) ★★

この規定は、相続税の期限内申告書に一定の事項を記載し、かつ、一定の書類を添付した場合に限り、適用する。

## 〔4〕 継続届出書 (措法70の7の4⑧、⑨) ★

経営相続承継受贈者は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、届出期限までに、一定の事項を記載した継続届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 〔5〕 納税猶予期限 (措法70の7の4①、③、⑨)

## (1) 原則 ★★

経営相続承継受贈者の死亡の日

## (2) 特 則 ★

## ① 経営相続承継期間内

経営相続承継期間内に〔2〕の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は認定相続承継会社に次の事由が生じた場合には、〔2〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額の全額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 経営相続承継受贈者が代表権を有しなくなった場合…有しなくなった日

(ロ) 従業員数確認期間内に存する各基準日におけるその対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の常時使用従業員数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、その常時使用従業員の雇用の確保されているものとして定める一定の数を下回った場合…従業員数確認期間の末日

(ハ) 適用対象相続非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ニ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ホ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ヘ) その他一定の場合…一定の日

## ② 経営相続承継期間経過後

経営相続承継期間の末日の翌日から納税猶予額の全部につき納税猶予期限が確定する日までの間において、〔2〕の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者又は認定相続承継会社に次の事由が生じた場合には、〔2〕の規定にかかわらず、次に掲げる日から2月を経過する日まで納税を猶予し、納税猶予額のうち一定額と利子税を納付しなければならない。

(イ) 対象相続非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日

(ロ) 納税猶予の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合…届出書の提出があった日

(ハ) 継続届出書が届出期限までに提出されない場合…届出期限の翌日

(ニ) その他一定の場合…一定の日

**〔6〕 相続税の免除** (措法70の7の4⑬、⑭)**(1) 届出書による免除 ★★**

次に該当する場合には、一定の相続税を免除する。

この場合において、経営相続承継受贈者又はその相続人及び包括受遺者は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、その該当することとなった日から同日（②の場合には、贈与税の申告書を提出した日）以後6月を経過する日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 経営相続承継受贈者が死亡した場合
- ② 経営相続承継期間の末日の翌日（経営相続承継期間内にやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日）以後に、その経営相続承継受贈者が対象相続非上場株式等につき非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除又はその特例の規定の適用に係る贈与をした場合

**(2) 申請書による免除 ★**

経営相続承継期間の末日の翌日以後に、次に該当する場合において、その経営相続承継受贈者は、一定の相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなった日から2月を経過する日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① その経営相続承継受贈者がその認定相続承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合において、その譲渡等があった時におけるその対象相続非上場株式等の時価相当額等がその譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないとき
- ② その認定相続承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
- ③ その認定相続承継会社が合併により消滅した場合において、合併直前における対象相続非上場株式等の時価相当額等がその合併直前における猶予中相続税額に満たないとき